

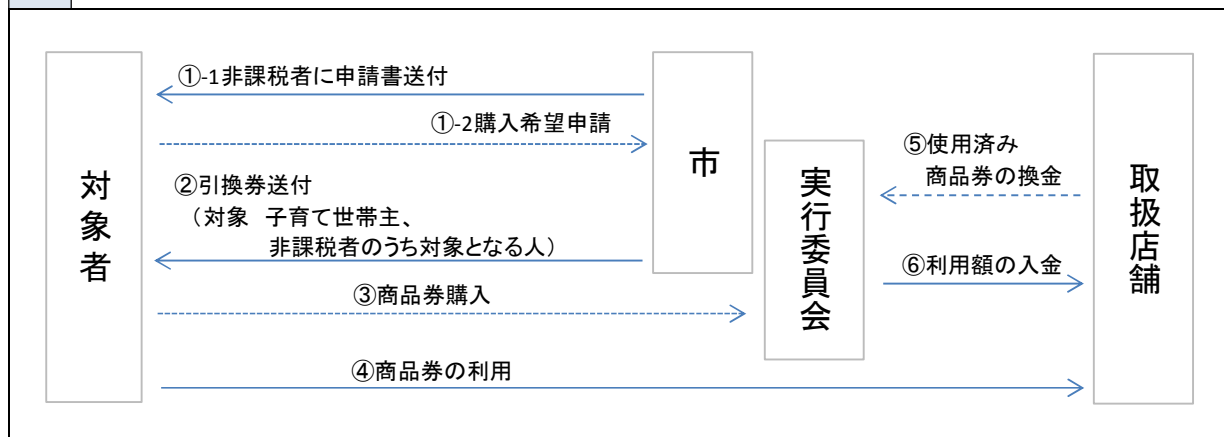
4 平成31年度 1号補正予算案事業

プレミアム付商品券事業

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	—	228,700	228,700	0	0	0
商工費	—	1,073,700	1,073,700	0	0	0
合計		1,302,400	1,302,400	0	0	0

目的	消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券を発行する。		
背景	国は、市区町村を実施主体とするプレミアム付商品券事業について、平成30年度補正予算（第2号）及び平成31年度予算案に計上した。		
事業内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 実行委員会（商工会議所、各商工会、浜松市） ・販売額 20,000円（25,000円利用可能、500円券×10枚×5冊） <p>2 対象者 151,000人を見込む</p> <p>①住民税非課税者 平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である者 ※住民税課税者の生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く</p> <p>②3歳未満児子育て世帯主 平成31年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主</p> <p>3 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年 7月～ 商品券購入希望者受付（平成31年度住民税非課税者のみ） ・平成31年 9月～ 商品券引換券発送 ・平成31年 10月～ 商品券販売開始 <p>販売期間 平成32年2月29日まで、利用期間 平成32年3月31日まで</p> <p>4 問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民税非課税者の購入引換券に関する事 福祉総務課 TEL457-2326 ②3歳未満児子育て世帯主の購入引換券に関する事 子育て支援課 TEL457-2792 ③商品券の販売及び利用店舗に関する事 産業振興課 TEL457-2285 		



未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	9,700	9,700	0	0	0

目的	平成 31 年 10 月から消費税率が引上げとなる中で、所得税及び住民税の寡婦（夫）控除の対象となっていない未婚の児童扶養手当受給者に対して、給付金を支給することで子どもの貧困に対応する。
背景	国は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村を支給主体として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）について、平成 30 年度補正予算（第 2 号）及び平成 31 年度予算案に計上した。
事業内容	<p>未婚の児童扶養手当受給者に対して、臨時・特別給付金を支給</p> <p>1 支給対象 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親（一度も婚姻したことが無い方で 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を監護する者）</p> <p>2 対象者数 547 人（見込）</p> <p>3 支給額 17,500 円</p>

<未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付のイメージ>

児童扶養手当受給者の
うち未婚のひとり親



①申請



浜松市役所



②給付

17,500 円



- ・未婚のひとり親は、所得税及び住民税の寡婦（夫）控除の対象となっていない。
- ・支給額 17,500 円は寡婦（夫）控除が適用された場合の標準的な減税額となることを踏まえたもの。